

2020年1月

経営Q&A

回答者

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 平井 伸央

消費税増税と軽減税率でどう変わる？ 企業の実務への影響と対策

～飲食料品を扱う事業者の皆さまへ～軽減税率にかかる留意点～

Question

当社は、食品加工業を営んでおり、事業拡大を目指しています。当社に関連する事業として、食品の生産、販売及び外食サービスの分野で事業展開の検討を進めています。いずれの事業も飲食料品にかかる軽減税率の論点が生じますが、経理などの実務上、軽減税率に関して留意すべき点を教えてください。

Answer

消費税法改正に伴い、「飲食料品の譲渡」は軽減税率が適用されることになりました。取引における適用税率の判定は、基本的に売る側の認識に基づいて行うこととなりますので、飲食料品を販売する事業者は、自らの判断で税率決定する必要があります。したがって、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」の範囲を正確に理解することが重要です。

軽減税率の対象からは、外食サービスとして行われる飲食料品の譲渡及び酒類の譲渡が除かれるほか、取引の態様によって適用税率の判断が難しいケースもあり、実務上の論点は多岐にわたります。また、経理処理のみならず、取引先や顧客と接する現場での混乱も想定されますので、業種ごとに特有の論点を整理しておき、事前に十分な準備をしておく必要があるでしょう。

1 飲食料品を取り扱う事業者における改正の影響

消費税法改正に伴い、「飲食料品の譲渡」に軽減税率（8%）が導入されました。多くの事業者に影響のある改正ですが、特に影響が大きいのは売る側の立場で飲食料品を取扱う事業者でしょう。これは、取引における適用税率の判定は、基本的に売る側の認識に基づいて行う必要があります、自らの判断で税率を決定しなければならないからです。交付する請求書や領収書に標準税率（10%）と軽減税率を区別して明示するなどの対応が必要になりますし、取引先や顧客に直接対応する従業員は、問い合わせ等に対応できるように制度の理解が必要になります。

軽減税率の取扱いについては、国税庁から公表されている消費税の軽減税率に関するQ&A（制度概要編と個別事例編合わせて144問）の内容を確認するとわかるように、とても細かい点まで取扱いの指針が定められています。飲食料品に関する事業を始める場合には、まず、軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の範囲についての基本的な考え方を確認したうえで、Q&Aの内容等を参考に自社の事業に当てはめ、特に留意すべき点をあらかじめ整理しておいた方がよいでしょう。

2 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の範囲

飲食料品とは食品表示法に規定する「食品」をいいます。「食品」とはすべての飲食物をいいますが、医薬品や医薬部外品等は含まれません。また、食品のうち、次のものの譲渡については軽減税率の対象から除かれています。

【飲食料品の譲渡から除外されるもの】

- ・酒類
- ・外食サービス
- ・ケータリング、出張料理等※

※有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供等のうち一定基準を満たすものは除外されません。

さらに、飲食料品と飲食料品以外のものを組み合わせて一つの商品として販売されるもの（おもちゃ付きのお菓子や紅茶とティーカップのセット等）については「一体資産」として特別な取扱いが設けられています。

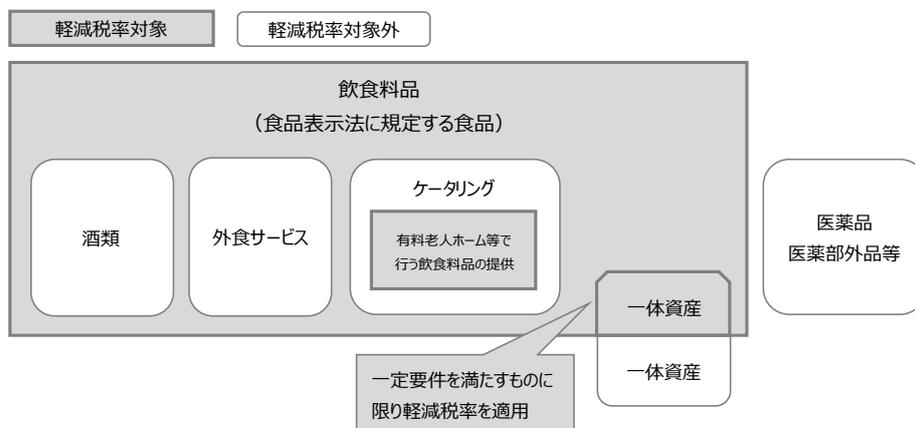
【一体資産の取扱い】

次のいずれの要件も満たす場合には、対価の全体が軽減税率の対象となります。

- ・一体資産の譲渡対価の額（税抜価額）が1万円以下
- ・「一体資産に含まれる食品の価額／一体資産の価額」の割合が2／3以上

以上の内容をまとめると次の図のとおりとなります。

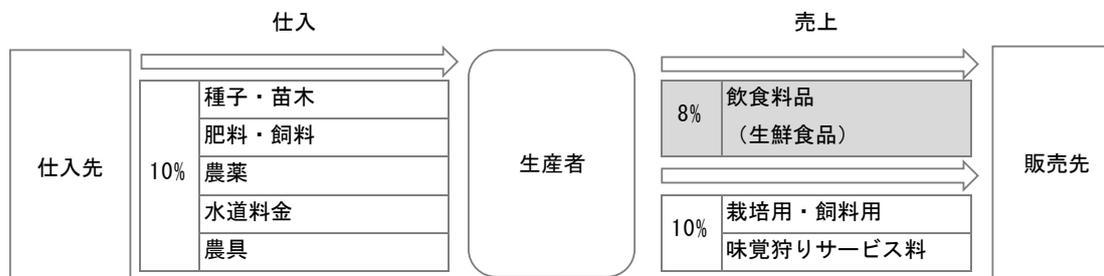
【軽減税率の対象となる飲食料品の範囲】



3 業種ごとの軽減税率に関する留意点

売る側の立場で飲食料品を取り扱う業種として、農業などの生産者、食品加工業、食品卸売業、食品小売業、外食サービス業等が挙げられます。これらの業種ごとに軽減税率に関する留意点を抽出するには、まずその業種の一般的な取引内容や商流等を確認し、どのような取引において軽減税率が生じる可能性があるのかを整理する必要があります。以下、業種ごとに主な取引内容と軽減税率に関する留意点をまとめます。

(1) 生産者（農業等）

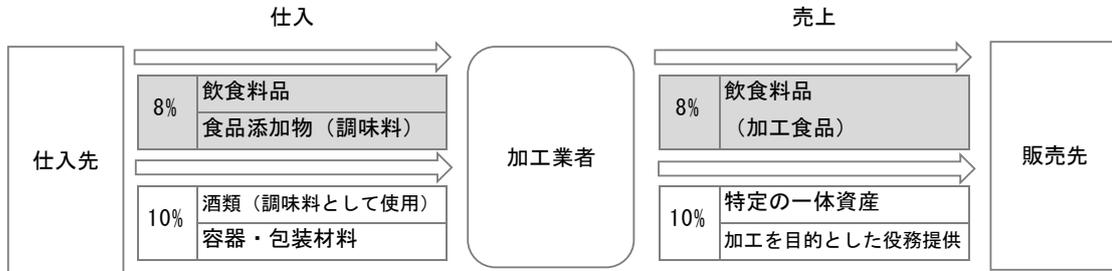


農業の主な特徴は、基本的に仕入において軽減税率が生じないという点です。軽減税率が適用される飲食物とは人の飲用や食用に供されるものをいいますので、例えば、栽培用に仕入れた種子が食べられるものであったとしても、人の食用目的で譲渡しなければ軽減税率の対象となりません。

また、野菜や果実などの生鮮食品の譲渡については軽減税率の対象となりますが、畜産業における生きた家畜等は譲渡時点で食用にならないため、軽減税率の対象となりません（枝肉の状態での譲渡は軽減税率の対象となります。）。これに対し、漁業における水揚げされたばかりの鮮魚については、何ら加工をしなくても譲渡時点で食用となるため、軽減税率が適用されます。譲渡資産の内容により取扱いが異なるため、留意が必要です。

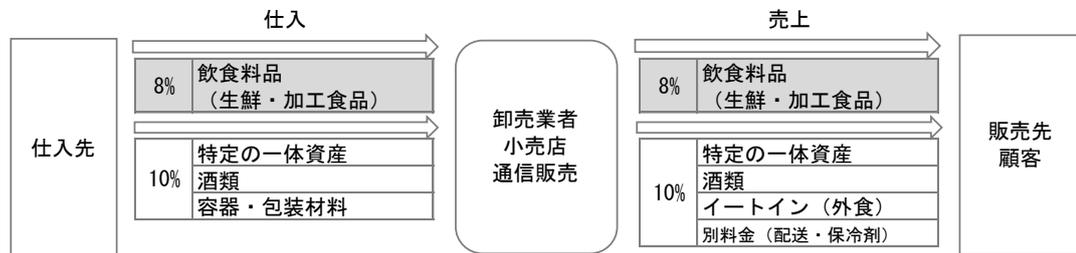
なお、農業のように売上は軽減税率 8%が中心、仕入は標準税率 10%が中心となる場合、仕入税額控除の適用による還付も想定されます。この場合、資金繰り等を考慮し、毎月還付申告を行うなどの検討も必要になります。

(2) 食品加工業者



材料である飲食料品を仕入れて製造・加工し、加工食品として譲渡する場合には、基本的に仕入、売上ともに軽減税率が適用されます。一方で、無償で提供を受けた食料品を材料として、製造を委託された弁当を納品する場合は、弁当の製造という役務提供にあたるため、軽減税率は適用されません。これらの取扱いは、契約内容等により個別に判断しなければならないので、留意が必要です。

(3) 食品卸売業者・小売業者



飲食料品の卸売業や小売業では、基本的に商品である飲食料品の仕入・売上ともに軽減税率が適用されます。

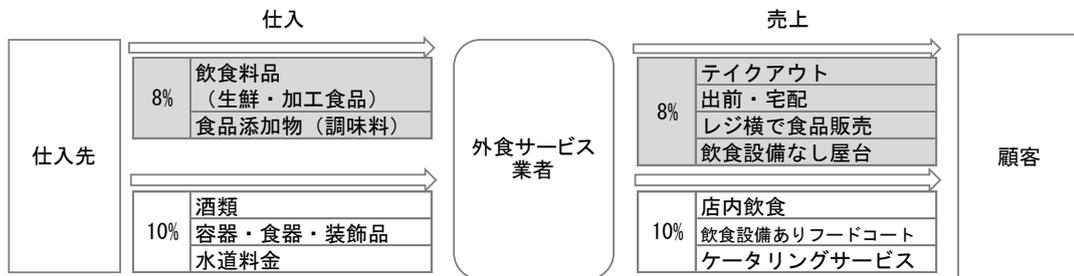
小売業については、飲食料品の譲渡に付随した物品・サービス等の取扱いに留意する必要があります。飲食料品の譲渡の際に、次のような料金を別途徴収する場合には、その料金部分は標準税率が適用されます。

- ・贈答用の包装を行う場合の包装代
- ・要冷蔵の飲食料品のための保冷剤の料金
- ・商品を配送する場合の配送代

また、小売業の店舗では、椅子やテーブル等の飲食設備を用意し、店内で飲食できるスペースを設置していることもあります。この場合、顧客に飲食するかどうかの意思を確認し、飲食する場合には外食として標準税率が適用されますので、現場

の店員がどのように対応するべきかなど、業務オペレーション上のルール作りが必要になります。

(4) 外食サービス業者



外食産業では、飲食料品の仕入は軽減税率が適用されますが、売上は標準税率が中心となります。ただし、テイクアウトや出前・宅配サービスは、外食には当たらず、軽減税率の取扱いになります。また、レジ横でお菓子を置いて販売する場合も軽減税率の対象です。外食サービスは、飲食料品を取り扱う業種の中でも特に軽減税率に関する論点が複雑になりやすい業種といえます。自社においてどのような売上が計上されるのかを整理し、レジシステムの対応や店員の教育等、十分な準備が必要になります。

《執筆者紹介》

税理士法人山田&パートナーズ
パートナー 税理士 平井 伸央

2006年税理士登録

ホームページ： <https://www.yamada-partners.gr.jp/>